

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年12月から23年7月までは600円、23年8月については2,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月20日から23年9月13日まで

私は、高等学校卒業後、A株式会社(入社年月日不明)に入社し、同行本店に配属され、その後本支店間を異動し、昭和41年12月に同社本店を最後に同社を退職した。

一方、社会保険庁の年金記録をみると、申立期間について厚生年金保険被保険者となっていないが、私は、A株式会社に入社し退職するまで同行で継続して勤務していた。

私は、申立期間において同社B支店に勤務しており、昭和23年6月の震災直後は、C市D町の仮営業所に勤務していた。

昭和35年6月27日発行の勤続20年の表彰状があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が提出した勤続20年表彰状及び同僚の証言より、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和22年12月20日にA株式会社本店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年12月の社会保険

事務所の記録から、同年 12 月から 23 年 7 月までは 600 円、23 年 9 月の社会保険事務所の記録から、23 年 8 月については 2,100 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社 A 銀行が保管する厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の同行 B 支店に係る資格取得日は昭和 23 年 9 月 13 日と記載されており、これは社会保険事務所の記録と一致することから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 22 年 12 月から 23 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日を昭和44年2月28日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年10月1日まで
② 昭和44年2月28日から同年3月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和17年1月1日から健康保険被保険者の記録はあるが、厚生年金保険への加入は19年10月1日からである旨の回答を受けた。

私は、昭和14年4月にC株式会社（昭和20年12月からA社、現在はD社）E工場に入社、17年1月10日に徴兵により入営、20年8月終戦により帰還し復職した。入営中は会社から給料が支給されており、健康保険、厚生年金保険の加入や保険料の負担の必要は無かったはずなので、昭和17年6月1日から19年10月1日までの期間を厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

また、復職後はA社において継続して勤務しており、昭和44年2月28日に同社F工場からB工場に異動した際に、厚生年金保険被保険者期間に1か月の欠落があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社を継承したD社が保管する労働者名簿から、申立人が昭和14年4月1日に入社し、50年2月1日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

申立期間①については、社会保険事務所が管理する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、健康保険適用年月日欄には年月日の記載が無い一方、厚生年金適用年月日欄には昭和17年1月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立人及び申立人と同一作業等に従事していた同僚4名については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では昭和17年1月1日に資格を取得していることが確認できる。同僚4名については、昭和17年6月1日から労働者年金保険被保険者の適用を受けており、当該被保険者名簿上、同一記載内容である申立人のみが労働者年金保険被保険者の適用を受けていないことは考え難い。

さらに、当該事業所が保管する労働者名簿において、「昭和18年4月1日休職を命ずる（入営）」及び「昭和20年9月5日復職を命ずる」との記載があり、申立人が徴集（召集）されていた期間についても当該事業所に使用される者として雇用関係が継続していたことが確認できることから、労働者年金保険の被保険者資格を有していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②については、D社が保管する労働者名簿及び雇用保険の記録等から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年2月28日にA社F工場から同社B工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年3月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを2月28日と記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、当該事業

主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 151

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になったころ、私の父が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずである。今回、社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について保険料が未納となっていることに納得がいかないなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が納付していたと主張しているところ、社会保険庁が管理する国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び市町村が管理する国民年金被保険者納付記録票をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 5 月 31 日に払い出されており、同年 3 月 1 日に資格取得していることが確認できる。この払出日を前提にした場合、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができないほか、国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は平成 7 年に亡くなっており、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法について確認することができない。

また、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、

申立人の氏名を確認することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 152

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 48 年 6 月まで

私は、平成 19 年 10 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について未納であるとの回答を受けた。

いつごろかは覚えていないが、A 町役場（現在は、B 市）から催促状が届いたので、父が私の国民年金の加入手続を行った。昭和 45 年ころまでは父が私の保険料を地区の納税組合に納付してくれていたが、私が地区の青年団に加入し集金をするようになったのをきっかけに自分で地区の青年団を通じて保険料を納付するようになった。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 1 月ごろに国民年金手帳記号番号の払い出しを受け、42 年 6 月にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付及び過年度納付により納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

また、申立人は、父が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたが、昭和 45 年ごろから申立人自身が納税組織で保険料を納付するようになったと主張しているところ、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳をみると、48 年 7 月から 49 年 3 月までの期間の保険料が 50 年 8 月 29 日に過年度納付されている記録があり、申立内容と合致しない。

さらに、申立人の父は既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等について確認することができない。

加えて、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 25 日から 50 年 1 月 8 日まで
② 昭和 50 年 3 月 12 日から同年 12 月 20 日まで
③ 昭和 51 年 3 月 9 日から同年 12 月 29 日まで
④ 昭和 52 年 3 月 10 日から 56 年 1 月 6 日まで
⑤ 昭和 56 年 3 月 19 日から 57 年 2 月 19 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、平成 19 年 8 月 24 日に A 町商工連合会長発行の 10 年勤続表彰の賞状を提出資料として年金記録確認の申立てを行ったが、同年 12 月 19 日付けで記録訂正不要の通知を受けた。私は、先般の委員会の結論に納得ができず、申立て事業所の関係者に証言を求めたところ、元事業主の妻の連絡先が分かり証言をしてくれるとのことであったので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が株式会社 B に勤務していたことは、A 町商工連合会長発行の 10 年勤続表彰状などから認められるが、申立人は、申立期間の大部分である昭和 48 年 11 月 1 日から 57 年 3 月 1 日までは、国民年金に加入し、その保険料を納付しているほか、当該事業所に継続して勤務していたと主張しているものの、雇用保険の加入記録によれば、当該事業所において季節的労務等による離職及び資格取得がしばしば繰り返されており、複数期間において失業給付を受給しているとして、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 12 月 19 日付け年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

申立人は保険料控除を示す情報として新たに株式会社Bの元事業主の妻からの証言を得られたとの申立てがあったが、前述の証言者から厚生年金保険料の控除を示す証言は得られず、また、申立期間当時の同僚に対するアンケート調査を実施したが、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 50 年 5 月ごろから株式会社Aに勤務し業務に従事していたが、都合により退職することになり、あらかじめ、その旨を社長に伝え、51 年 3 月末日に退職した。ところが、社会保険庁の年金記録をみると、同社における私の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が 51 年 3 月 31 日となっているが、納得いかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和 51 年 3 月 31 日まで勤務していたため、同年 4 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかし、雇用保険の加入記録をみると、離職日が昭和 51 年 2 月 25 日、離職票交付日が同年 2 月 26 日と記録されている上、申立人に求職者給付等番号を付された記録が確認できる。

また、申立期間当時の複数の同僚は、「申立人が株式会社Aに勤務していたことは覚えているが、退職日については分からない。」と供述している。

さらに、事業主は、「申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立てどおりの届出や保険料の控除を行ったかは不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月17日から38年8月5日まで
② 昭和39年9月1日から41年9月1日まで

私は、昭和37年8月（次男が満1歳）から39年8月までA株式会社
に勤務した後、同年9月から42年12月までB株式会社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では双方の事業所に係る申立期間①及び②
の加入記録が無く納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、次男が満1歳になった昭和37年8月
からA株式会社において勤務したとしている。

しかし、当該事業所においては、同僚の供述及び社会保険庁のオンライ
ン記録から、同僚6名のうち3名については、入社2か月から6か月後に
厚生年金保険被保険者の資格取得の手続を行っているほか、1名について
は、従業員の要望に基づき厚生年金保険に加入させていなかった実態が見
受けられ、申立期間①当時、事業主は、従業員ごとに異なった取扱いを行
っていたことがうかがえる。

また、当該事業所は、昭和45年5月31日に厚生年金保険の適用事業所
でなくなっており、当時の関係書類が保管されていないため、申立人の勤
務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち昭
和40年6月1日からB株式会社において勤務していたことが確認できる。

しかし、同僚の供述及び社会保険庁のオンライン記録から、同僚5名の
うち1名については、入社後数か月は厚生年金保険に加入していなかった

と供述しているほか、3名については、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が同一日となっていない実態が見受けられ、申立期間②当時、事業主は、従業員の採用区分等により異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、申立期間②の事業所は、昭和42年12月28日に厚生年金保険の適用事業所をC株式会社に事務を引き継いでおり、C株式会社の元事業主の妻は、「C株式会社が平成11年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の関連資料は廃棄しており、当時の状況について確認することができない。」と供述している。

さらに、申立期間①及び②について社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが申立人に係る記録は無い上、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所で記録を確認したところ、昭和 40 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間が未加入期間となっていた。私は、昭和 36 年 4 月に A (株) に入社し、40 年 8 月 1 日に同社 B 工場の C 部門と D 部門が分離され、C 部門が系列会社の E (株) へ統合された。私は、統合と同時に E (株) (平成 13 年 4 月に F (株) に事業所名変更) に移籍し、平成 13 年 4 月 30 日付けで退職するまで同一勤務場所・同一労働条件の下に継続して勤務していた。

分離する前の昭和 40 年 7 月に労使の間で合併の合意があったにもかかわらず、被保険者期間に 4 か月の空白があることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立て事業所を継承した (株) G から提出された労働者名簿及び申立人から提出された雇用保険被保険者証から、申立人が昭和 40 年 8 月 1 日から平成 13 年 4 月 30 日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかし、H 労働組合の経過報告書を見ると、移籍する者は、A (株) を退職し (退職金による精算)、E (株) へ採用されたことが確認できるが、当該労働組合は、「移籍条件には、厚生年金保険の適用に関する事項は無かった。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録では、E (株) B 工場は昭和 40 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、A（株）B工場からE（株）B工場へ移籍した18名は、当該事業所が新規適用事業所となった昭和40年12月1日に全員が資格取得していることが確認できる。

加えて、（株）Gは、「申立期間当時の資料が無く、厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立人とともにA（株）B工場からE（株）B工場へ移籍した複数の同僚も「厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか分からない。」としており、申立てのとおりに厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。